

大阪南労働基準監督署発表
令和8年1月29日（木）

【照会先】
大阪南労働基準監督署
(電話)
06-7688-5580

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（要求性能墜落制止用器具を使用しなかった疑い）

令和8年1月29日、大阪南労働基準監督署（署長 塩尻 ただし）は、有限会社ヒグチ美装ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

有限会社ヒグチ美装（以下「被疑会社」という。）ほか1名
本社所在地 大阪府大阪市平野区
事業内容 ビル清掃業

2 違反条文等

労働安全衛生法違反
同法第21条第2項
同法第27条第1項
労働安全衛生規則第519条第2項
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰）

3 事件の概要

令和7年3月19日、被疑会社は、大阪市平野区内に所在するビルの窓清掃業務の責任者である労働者に対し、高さ約14メートルの当ビル屋上の端で窓清掃準備を行う場所において要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落による危険を防止するため必要な措置を講じなかった疑いがあるものです。

4 その他

適用法条文は別紙のとおり。

別紙

適用法条文

労働安全衛生法

第 21 条 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 27 条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条（中略）の規定に違反した者

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第 519 条 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。